

国民年金 4月からの制度改革をお知らせします



**国民年金保険料の
免除申請ができる期間が
拡大されます**

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、国民年金保険料の免除を申請することができます。当制度は、平成26年4月から過去2年1カ月分まで申請ができるようになります。

◆ご注意ください◆

失業（退職）による特例免除は、失業（退職）の前月から失業（退職）した年の翌々年6月までの期間が対象となります。（ただし過去分の審査対象期間は2年1カ月前まで。）申請には、離職票または雇用保険受給資格者証などの写しが必要です。

申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、配偶者と世帯主についても所得審査を

行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

遺族基礎年金が 父子家庭にも支給

これまで遺族基礎年金を受給できるのは、死亡した方によつて生計を維持されていた「子がいる妻」と「子」でしたが、平成26年4月からは制度改革後に配偶者が死亡した「子がいる夫」も受給できるようになります。

【受給要件】

子：18歳になった後の最初の3月31日まで、1級または2級の障がいの状態にある子は20歳未満までが対象。

詳しくは、徳島南年金事務所（☎088・652・3114）または市健康増進課年金担当（☎32・4120 / FAX35・0173）まで。

後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ



後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療費などの推計をもとに2年ごとに保険料率の見直しを行っており、このたび平成26年度および平成27年度の保険料率が決定しました。

高齢者人口の増加などにより医療費が増大していくなか、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するために、みなさまから納めていただく保険料が大切な財源となります。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

【被保険者均等割額】

51,273円
被保険者全員が等しく負担します。

【所得割率】

10.02%
被保険者が所得に応じて負担します。

※被保険者均等割額および所得割率は、徳島県内均一となっております。

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 } 51,273\text{円} + (\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率 } 10.02\%$$

※保険料の上限は年額57万円です。

なお、保険料額決定通知書等は8月に送付する予定です。詳しくは、市税務課諸税担当（TEL32・3845 / FAX33・3401）まで。